

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 30 年度	次回見直し予定	35 年度
条 例 名		地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例			
条 例 番 号		平成 25 年神奈川県条例第 6 号	法 規 集	第 6 編第 1 章第 6 節	
所 管 室 課		福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課			
条 例 の 概 要		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 80 条第 1 項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により条例で定めることとされている地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めており、必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例に基づき、地域活動支援センターの届出事項の審査及び指導監督を行っており、地域活動支援センターにおける適切なサービスの提供を確保するため、有効に機能している。			○事業所数 平成 30 年 4 月 92 事業 所
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例で定める人員、設備及び運営の基準等は、明確かつ限定的であり、他法令と重複していない。また、地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業の趣旨に照らして効率的である。			
	基本方針適 合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」第 2 期実施計画の「IV健康・福祉」のプロジェクトの一つである「社会参加や就労の支援」及び「第 5 期神奈川県障がい福祉計画」の施策である「イ 地域生活を支えるサービスの充実」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき厚生労働省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。			
	その他				
見 直 し 結 果	①	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。			
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。			
	4	改正及び運用の改善等を検討する。			
	5	廃止を検討する。			